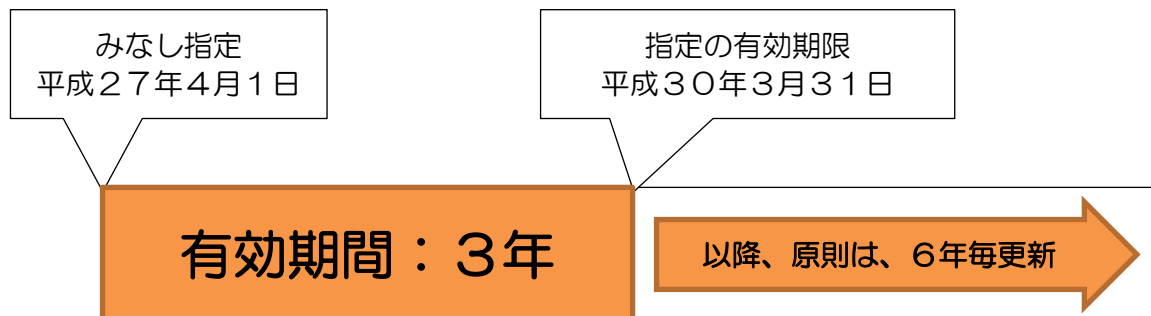


第1号事業の指定の有効期間について

- みなし指定（平成27年4月1日に指定されたとみなされた事業所）の指定の有効期限

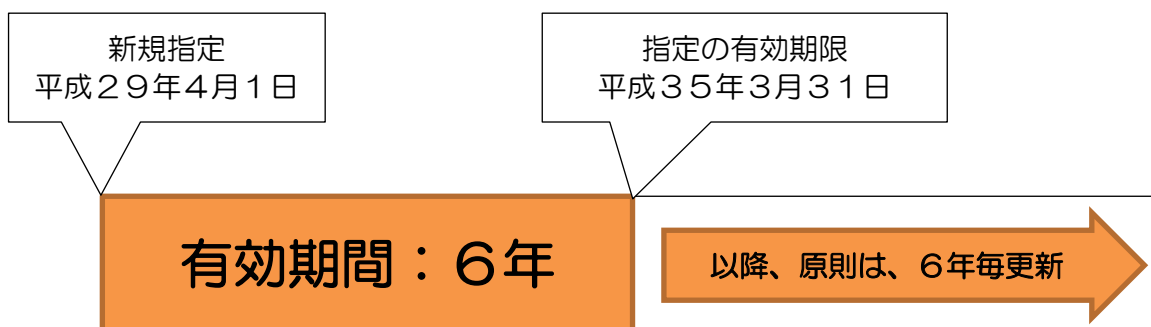
例



※平成30年4月1日以降も事業を実施するためには、指定の更新が必要です。

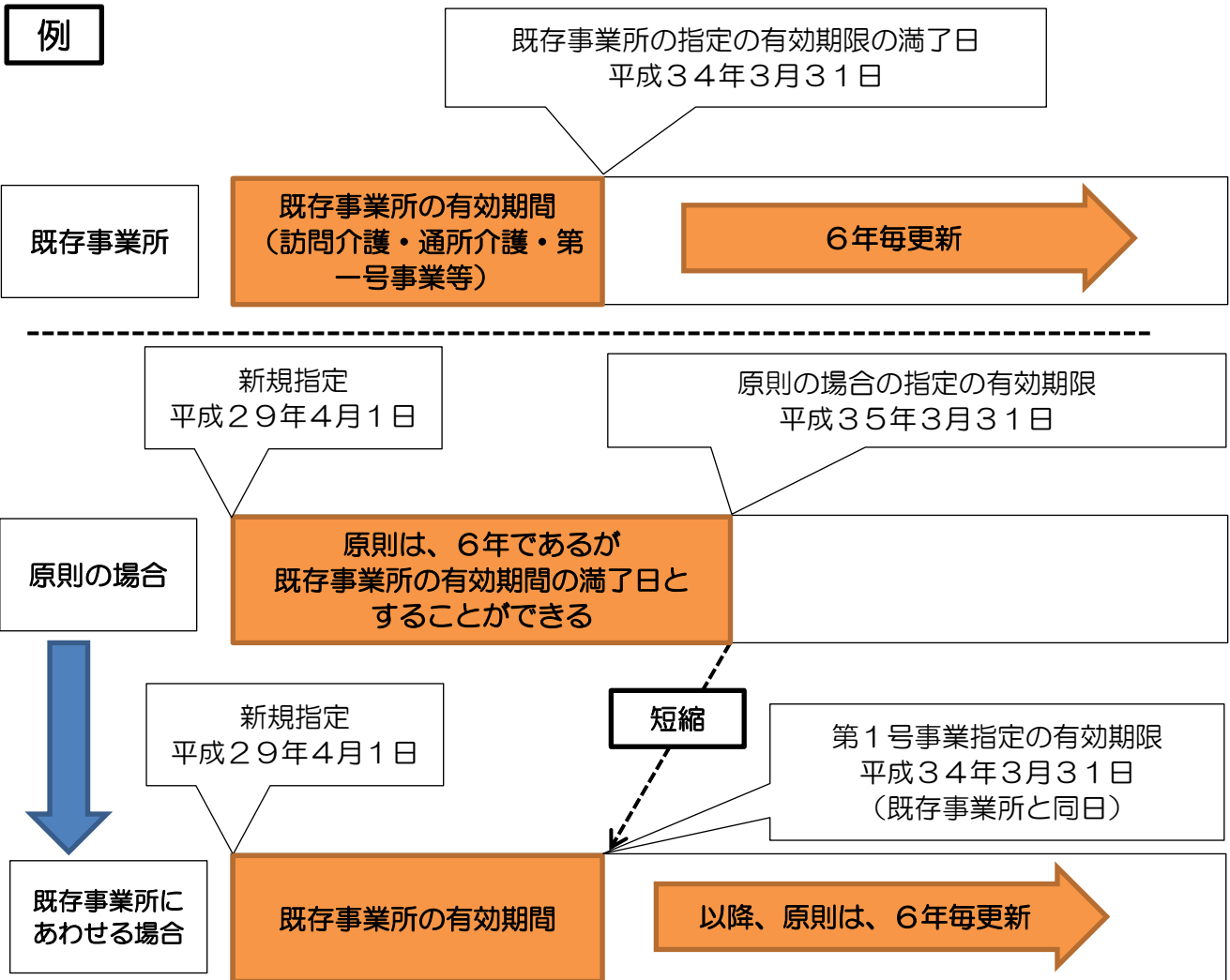
- 第1号事業の事業所の指定の有効期限（原則どおりの場合）

例



※平成35年4月1日以降も事業を実施するためには、指定の更新が必要です。

- 既存の同種の事業所の指定有効期間の満了日に第1号事業の事業所の指定の有効期限をあわせる場合（新規指定、更新申請どちらも可能）



※平成34年4月1日以降も事業を実施するためには、指定の更新が必要です。

既存事業所の指定の有効期間満了日にあわせることによる影響等

メリット : 既存事業所と同じとなるため、管理がしやすい。
また、同時期に同種書類を作成するため、効率的に運用ができる。

デメリット : 事業所によっては、既存事業所の有効期間の満了日が近く、すぐに更新の手続きを行わないといけない可能性が出てくる。

(例) 既存事業所の有効期間満了日 : 平成29年6月30日
新規指定する第1号事業所の指定日 : 平成29年4月1日
第1号事業所の指定の有効満了日 : 平成29年6月30日
第1号事業所の指定の更新手続きを指定後すぐに行わないといけない。
その後は、6年更新となるため、既存事業所と同様の流れとなります。

より具体的な例

より具体的な例として、既存事業所がみなし指定を受け、基準緩和サービスの指定を新たに受けた場合、次の例のとおりとなり、同一事業所において3つの異なる指定の有効期限を管理することとなります。
また、他市町村の総合事業に係る指定を受けた場合は、さらに増えることとなります。

既存事業所
(介護事業)

既存事業所の有効期間
平成28年4月1日 ~ 平成34年3月31日



初回の更新申請

みなし指定
(旧介護予)

みなし指定の有効期限
平成30年3月31日

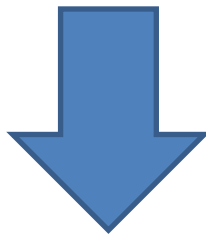
初回更新時の有効期間(原則)
平成30年4月1日 ~ 平成36年3月31日



新規指定

基準緩和
サービス

新規申請時の有効期間
平成29年4月1日 ~ 平成35年3月31日



有効期限を
あわせた場合

既存事業所の有効期間
平成28年4月1日 ~ 平成34年3月31日

初回更新時の有効期間
平成30年4月1日 ~ 平成34年3月31日

基準緩和サービス
平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日

※各事業所の有効期限をそれぞれ既存事業所と同日にすることが可能です。
(みなし指定の場合は更新申請時、基準緩和サービスについては、指定申請時。ただし、交野市の指定分に限る)